

日本看護学会学術集会 演題登録要綱

1. 登録資格

- 1) 筆頭研究者（発表者）…公益社団法人日本看護協会（以下「本会」という。）の会員であること。
演題登録の時点で入会手続き中の者は、発表までに入会していること。
- 2) 共同研究者……………看護職の場合は、筆頭研究者と同様に本会会員であること。
看護職以外の場合は、非会員でも共同研究者としての資格を有する。

2. 登録・受付要件

- 1) 未発表の演題であること（他学会、研究会および出版物等に投稿や発表していないものに限る）。
また、本学会では1開催会場につき筆頭研究1演題に限る。
- 2) 倫理的に配慮された研究であること。
- 3) 看護職の免許取得後に行われた研究であること。
- 4) 本要綱に則って作成され、不備がないこと。
- 5) 本学会における演題発表後、他の学会、研究会および出版物等に本質的に同じ（目的、方法、結果、考察が同じ）内容について、投稿や発表を行わないこと。
- 6) 上記及び「日本看護学会における不正行為への対応要領」に準じた違反行為が明らかになった場合には、「日本看護学会における不正行為への対応要領」に基づき措置を行う。

3. 抄録作成要領

- 1) 表題・副題
簡潔明瞭に抄録内容を表すものとし、表題・副題合わせて60字以内とする。
- 2) キーワード
3つ以上、5つ以内とする。
- 3) 所属施設名
所属施設名のみとし、部署名は不要とする。また、法人名は記載せず、かつ、名称は略さず記載すること。
所属施設が教育機関の場合、学科までの記載とする。
- 4) 本文
 - (1) 抄録は文章のみとし、1,000字以内とする。図表の登録は不可とする。また、項目立て以外では隅付き括弧【】を使用しないこと。
 - (2) 「項目立て」は【目的】【方法】【結果】【考察】の4項目を全て使用する。各項目には以下を含む必要な内容を記載すること。
 - ①【目的】には研究目的・意義を明確に示す。なお、【目的】より前に文章を記載しない。
 - ②【方法】には研究方法と分析方法の両方を記載すること。さらに【方法】には研究の過程で行った倫理的配慮を記載すること。
 - ③【結果】では事実を客観的に示すこと。
 - ④【考察】は研究の結果を吟味したうえでの最終的な結論を記載すること。
 - (3) 文章は改行せず、和文・新仮名づかいを用いること。外国語はカタカナ表記、外国人名や日本語訳が定着していない学術用語等は原語にて表記すること。
 - (4) 利益相反の申告は別途表記するため、抄録本文への記載は不要とする。
 - (5) 引用文献の記載は不要とする。
 - (6) 誤字、脱字に注意すること。

4. 倫理的配慮等

1) 倫理的配慮について

(1) 「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和3年3月23日制定）」（以下「指針」という。）を熟読し、指針の「人を対象とした研究」に該当する研究は倫理審査を受けていること。

・所属施設に倫理審査委員会がない場合は、相当する機関（※）等による組織的承認を得ていること

※相当する機関とは、都道府県看護協会や大学等他組織の倫理審査委員会及び所属施設内において研究の実施にあたり倫理的観点から審査・承認を行う会議体を指す

・倫理審査委員会または相当機関による承認については、演題登録時に別途入力を求めるため、抄録本文への記載は不要であるが、必要な倫理的配慮の内容は抄録本文に記載すること。

(2) 指針で適用範囲外とされている研究については倫理審査は不要であるが、個人情報保護やインフォームドコンセント等の必要な倫理的配慮については、抄録本文内に記載すること。

・倫理審査の適用範囲については指針および「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 ガイダンス」（令和3年4月16日制定）」を参照し、倫理審査を必要とするかどうか判断が困難な場合には、倫理審査委員会の意見を聴くことを推奨する。

2) 研究対象施設や対象者の特定を避けるため、次の表記に注意すること（個人情報の保護）。

・「当院」「当病棟」等の記載はせず、「A病院」「A病棟」など匿名化すること。

・氏名や県名はイニシャル表記をしないこと。例：「神奈川県」→ ×「K県」○「A県」

・患者の病歴や経過などの日付表記は、特定できない表記を考慮すること。

・患者の氏名、住所、診療IDおよび患者の特定につながる場合は、役職や診療科なども記載しないこと。

3) 許諾が必要な尺度及び商標登録物等は、筆頭研究者自身があらかじめ使用許諾を得た上で、発表媒体（口演スライド・ポスター）にその旨を記載し、抄録本文中への記載は不要とする。薬品や検査器具等は一般名称を用い、（ ）内に商品名、登録商標の場合は®を記載すること。

4) 過去3年間の利益相反の有無についてシステム登録時に申告の上、発表媒体で開示すること。

5. 演題登録

1) 本会が指定する演題登録システム（以下「演題登録システム」という。）より、受付期間内に手続きを行うこと。

2) 筆頭研究者（発表者）個人のメールアドレスを登録すること。

3) 筆頭研究者および共同研究者の登録は合計10名以内とする（所属施設は1人1施設まで登録できる）。

4) 筆頭研究者を発表者とする。

5) 「第54回（2023年度）日本看護学会学術集会 演題登録区分（p.3～p.4）」から、研究目的に適切な演題登録区分を選択すること。

*演題の内容により、選択された演題登録区分の変更を依頼する場合がある。

6) 一般演題の発表形式は以下の通りとする。また、学会運営の状況により発表形式は変更することがある。

9月開催分 大阪国際会議場…口演・ポスター

11月開催分 パシフィコ横浜ノース…口演・ポスター

7) 演題登録締め切り後、選考開始前に不備のある演題は、修正の連絡を行う場合がある。指定日時までに修正がなされていない場合は不受理となる場合がある。

6. 採否の決定及び通知

- 1) 採否結果は演題選考システムにログインして各自確認すること。
- 2) 選考委員より修正が求められた場合は、コメントに従い修正し、指定日時までに再登録を行うこと。

第54回（2023年度）日本看護学会学術集会 抄録選考基準

採択	抄録選考基準A、B、C全てに問題がない
保留 (修正抄録で採否を決定)	抄録選考基準B-2、C-3～7 に該当する項目があり、 <u>容易に修正が可能である</u>
不採択	次のいずれかに該当するもの ・抄録選考基準A-1（看護の視点）に該当する ・抄録選考基準B-2、C-3～7 に該当する項目があり、 <u>容易に修正ができない</u>

初回選考における総合判定基準

抄録選考基準	NO	内容
A 看護の視点	1	看護実践に意味ある事実や知見が示されていない
B 倫理的配慮	2	倫理的配慮の記載が不適切である
C 構成の適切性	論理の一貫性	3 目的から結果・考察まで一貫性がない
	目的	4 研究目的・意義を明確に示していない
	方法	5 分析方法を適切に示していない
	結果	6 事実を客観的に示していない
	考察	7 得られた結果に基づいた解釈をしていない

7. 抄録集の電子化

電子化された抄録集を日本看護協会ホームページに掲載する。

8. 著作権

日本看護学会抄録集に掲載された著作物(電子媒体への変換による利用も含む)の複製権、公衆送信権、翻訳・翻案権、二次的著作物利用権、譲渡権等は公益社団法人日本看護協会（日本看護学会）に譲渡されたものとする。著作者自身のこれらの権利を拘束するものではないが、再利用する場合は事前に本会学会企画課宛に連絡を行うこと。

第 54 回（2023 年度）日本看護学会学術集会 演題登録区分

第 52 回（2021 年度）日本看護学会学術集会から、領域の一元化に合わせ、新たに演題登録区分を設けました。演題登録区分の大・小項目は、地域包括ケア推進を目的に、3 職能が連携して解決すべき課題や、職能や働く場を超えて共通する課題を考慮し構成しました。特に、大項目 I～VI は「2025 年に向けた看護の挑戦 看護の将来ビジョン ～いのち・暮らし・尊厳をまもり支える看護」を基に構成されています。皆様の研究目的に合った演題登録区分を選択してください。

なお、演題登録区分選択の際の参考として、具体例を演題登録区分の表の下部に記載していますので、参考にしてください。

演題をご登録の際は、1～44 の『小項目』番号より選択してください

大項目		小項目	
I	健やかに生まれ育つことへの支援	1	安全で安心な妊娠・出産
		2	院内助産・助産師外来の開設推進と評価
		3	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ
		4	子育て包括支援
		5	障がいを抱える母子への支援
		6	その他
II	健康に暮らすことへの支援	7	セルフケア能力の向上
		8	健康維持・増進
		9	地域における保健医療福祉に係る計画策定等
		10	健康危機管理
		11	その他
III	緊急・重症な状態から回復することへの支援	12	緊急・重篤な状態の患者の臨床推論と実践
		13	患者の回復と生活の質の改善
		14	治療提供や新たな医療技術における倫理判断と意思決定
		15	その他
IV	住み慣れた地域に戻ることに支援	16	円滑な在宅移行支援
		17	退院後の生活の調整
		18	訪問看護
		19	その他
V	疾病・障がいとともに暮らすことへの支援	20	疾病および障がいの重症化予防
		21	ケースのマネジメント
		22	療養と就業の両立
		23	本人と家族の意思尊重、意思決定支援
		24	その他
VI	穏やかに死を迎えることへの支援	25	苦痛と不安の緩和
		26	死に関する予測の告知と意思決定支援
		27	看取りケア
		28	その他
VII	看護制度・政策	29	看護制度
		30	看護政策
		31	その他

Ⅷ	看護管理	32	看護の質管理
		33	医療安全・感染管理
		34	労務管理
		35	看護職の確保・定着
		36	看護業務
		37	チーム医療・チームケア
		38	その他
Ⅸ	看護教育	39	基礎教育
		40	新人教育
		41	継続教育
		42	その他
Ⅹ	国際看護	43	国際看護
Ⅺ	災害看護	44	災害看護

※研究目的にそって、ご自身で登録する演題登録区分を1つ選択してください。

<演題登録区分選択の参考例>

①子どもの在宅支援に関する研究：

I やIV、Vなどが当てはまりますが、「健やかに生まれ育つことへの支援」「住み慣れた地域に戻る
ことへの支援」「疾病・障がいとともに暮らすことへの支援」のいずれかが研究目的と合致する
かを踏まえて、選択してください。

②チーム医療に関する研究：

必ずしも 37「チーム医療・チームケア」に登録する必要はなく、研究目的に合致した演題登録
分を選択してください。

③セルフケアに関する研究：

必ずしも 7「セルフケア能力の向上」に登録する必要はなく、研究目的に合致した演題登録区分
を選択してください。

④意思決定支援に関する研究：

Ⅲ、V、Ⅶに意思決定支援の演題登録区分がありますが、I～Ⅶなどあらゆる場面で意思決定支援
がありますので、研究目的に合致した演題登録区分を選択してください。

⑤実践したケアの評価に関する研究：

ケアの内容により I～Ⅶ・Ⅹ・Ⅺの場面から研究目的に合わせて選択してください。

第 54 回（2023 年度）日本看護学会学術集会 演題登録チェックリスト
 演題登録にあたり、次の項目についてチェックをしてください。 提出の必要はありません。

チェック項目	
1. 第 54 回（2023 年度）日本看護学会学術集会 演題登録要綱について	
第 54 回（2023 年度）日本看護学会学術集会 演題登録要綱を確認しましたか	
2. 登録資格・受付要件について	
筆頭研究者（発表者）は公益社団法人日本看護協会の会員ですか（入会手続き中含む） ※日本看護協会の会員以外は、筆頭研究者として登録できません。	
共同研究者の看護職は公益社団法人日本看護協会の会員ですか（入会手続き中含む） ※看護職の場合は、日本看護協会の会員以外は共同研究者として登録できません。	
未発表の演題ですか ※他の学会、研究会及び出版物に投稿や発表している場合は、登録できません。	
看護職の免許取得後に行われた研究ですか ※看護職免許取得前に行われた研究は登録できません。	
1 開催会場で、筆頭研究者として 2 演題以上登録していませんか	
3. 演題登録開催会場について	
演題登録をする開催会場に間違いはありませんか ※発表を希望する開催会場へ登録する必要があります。	
4. 筆頭研究者（発表者）・共同研究者の登録について	
所属施設の法人名は記載せず、かつ、名称は略さず記載していますか	
氏名、所属施設名は正しく登録していますか ※入力された内容がそのまま抄録となります。確認してください。	
登録用メールアドレスは筆頭研究者（発表者）個人のものでしょうか ※所属部署などの共用メールアドレスは使用できません、個人のを登録してください。	
5. 登録演題について	
（1）倫理的配慮について	
「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」を熟読しましたか	
人を対象とした研究に該当する場合、倫理審査委員会もしくは相当する機関による組織的な承認を得ていますか	
必要な倫理的配慮について記載をしていますか ※研究実施に際し行った倫理的配慮については記載する必要があります。	
「当院」「当病棟」等の記載をしていませんか ※研究フィールドの特定につながるため、記載してはいけません。	
氏名や県名等をイニシャルで記載していませんか ※研究対象者の特定につながるため、記載してはいけません。 (例：「佐藤氏」→×「S氏」 ○「A氏」、「神奈川県」→×「K県」 ○「A県」)	
病歴や経過などの日付を特定できる記載にしていませんか ※研究対象者の特定につながるため、記載してはいけません。	

患者氏名、住所、診療 ID 等の情報を記載していませんか ※研究対象者の特定につながるため、記載してはいけません。	
(2) 許諾について	
許諾が必要な尺度等を使用した場合、使用許諾は得られていますか ※許諾を得ていない尺度等は、使用できません。	
許諾が必要な登録商標物の使用許諾は得られていますか ※許諾を得ていない登録商標物は、使用できません。	
登録商標物にOR マークを付けていますか ※登録商標物にOR マークを付けないで記載してはいけません。	
(3) 抄録本文について	
表題・副題は合わせて全角 60 字以内ですか	
抄録本文の文章は改行していませんか ※改行は演題登録システムで自動的に削除されます。	
抄録本文へ筆頭研究者名、所属等を記載していませんか ※抄録選考に不要な情報は記載してはいけません。	
「項目立て」は【目的】【方法】【結果】【考察】の 4 項目となっていますか ※決められた 4 項目以外の「項目立て」は使用できません。 ※「項目立て」以外で墨付き括弧【】を使用できません。 ※必ず【目的】から本文を記載し、【目的】より前に文章を記載しないでください。	
誤字・脱字はありませんか ※入力された内容がそのまま抄録となります。確認してください。	
6. 演題登録区分について	
演題登録区分に間違いはありませんか ※原則、登録された演題登録区分をもとに発表の群分けをします。間違いのないようにしてください。	

2021 年 11 月 16 日 作成
2023 年 1 月 27 日 一部改訂